

# 全医労保育所ニュース

**緊急告知!**

## 組合員を増やして3月ピジョン交渉にのぞみ 賃上げ、職場要求を実現させよう

基準日は2月15日

### 保育所の安定過半数組織を達成しよう!

すべての院内保育所で、2月15日(基準日)までに組合員100%をめざします。院内保育所設置支部は、保育所ニュースや交渉の成果をもって保育所を訪問し、対話活動にとりくみましょう。

#### いま保育の状況は

「子ども・子育て支援新制度」が2015年4月からスタートし、厚労省が待機児童解消に向けて保育士を増やすための計画を発表するなど、いま、保育情勢はめまぐるしく動いています。

私たちの院内保育所も、新制度に名乗りを上げる保育所も出ており、園児数の減少で存続の危機にある保育所もあります。

また、来年2016年度は委託契約更新の年です。国立病院の非特定化にあたり、ますます経営が優先され、より安い委託先に変わる判断がないとは言えません。

#### 深刻な保育士不足

新制度の自治体対応はまちまちで流動的ですが、保育の受け皿の拡大で2017年度末



には約6万9千人の保育士不足も推計されています。年1回の保育士試験を年2回実施して受験しやすくするなどの対策が設けられるようですが、保育士不足は深刻です。これから、保育士の争奪戦がますます加速することが予想され、早急に保育士の賃金・処遇改善が求められます。

今年4月には、国立病院機構は「非公務員型独立行政法人」に移行されます。全医労は引き続き病院で働く職員とそれを支える保育所職員の雇用と権利を守り、運動を続けていきます。(保育所の組織形態は今ままで通りです)

ピジョンとの団体交渉では、保育所職員の賃金・処遇を毎年前進させてきています。3月の団体交渉では、過半数組織を力に大幅な賃金アップを実現し、人員不足を解消させましょう。

#### 全医労があるから

今年4月には、国立病院機構は「非公務員型独立行政法人」に移行されます。全医労は引き続き病院で働く職員とそれを支える保育所職員の雇用と権利を守り、運動を続けていきます。(保育所の組織形態は今ままで通りです)

ピジョンとの団体交渉では、保育所職員の賃金・処遇を毎年前進させてきています。3月の団体交渉では、過半数組織を力に大幅な賃金アップを実現し、人員不足を解消させましょう。

☆ 未加入者はもちろん、組合員ゼロの保育所職員にも状況を説明し、加入を訴えましょう。保育士の横のつながりを生かしたとりくみや、保護者からのアプローチも有効です。  
☆ 2月15日までに、分母となる職員数と組合員数を地方協に報告してください。職員数は、育休中・産休中等の職員、代替職員、2月1日付入社の職員も入ります。

**良い保育のために**

昨年には三重県榎原病院のしらゆり保育所が突然、廃止の通告を受けました。当該支部と父母の会、そして全国の全医労の仲間の運動で廃止を延長させることができましたが、他の保育所でも起こり得る話です。

また、京都市立病院の院内保育所・青い鳥保育園が、今年の4月、ピジョンハーツからアートチャイルドケアへの委託に変わることになりました。アートは、国立病院のがんセンター・がんセンター東病院の院内保育所でも引き続き委託が決定しています。

アートチャイルドケアは、委託費上限の7割から7割5分で落札したとの情報もあり、また保育士の働き方も

保育士が登録制によりノルマ時間数をこなすため、毎日日替わりで違う保育所に通うという実態も報告されています。

私たちは、院内保育所は病院の一部署として直営を求めています。ピジョン保育所として積み上げてきたものが白紙になるようなことは絶対に避けなくてはなりません。

保育の質の維持と職員の雇用確保と労働条件の維持・改善の点からも全医労に結集して声を上げていくことが必要です。

**過半数組織を**

委託業者更新のために雇用不安がつきまとう不安定な状態ですが、保育所の存続と保育の質、職員の雇用・労働条件の継続を求め、運動を広げ、何としても

過半数組織を達成しましょう。

2015年春闘要求アンケートには、各保育所が抱える問題、要求が寄せられています。保育所設置支部は、保育所の要求を聞くなど保育所職員とのコミュニケーションと図り、組合の必要性を理解してもらおうと取り組みを繰り返して行いましょう。

要求の前進には、組織力は欠かせません。すべての保育所職員に加入を呼びかけ、引き続き団結してがんばりましょう。



**教えて！「子ども・子育て新制度」③**

全国保育団体連絡会  
作製「新制度学習パンフ」を送付しました！

**事業所内保育所で考えられること（つづき）**

前回、院内保育所が新制度の給付対象事業の事業所内保育所となるには、地域の子を受け入れることが必要だとお伝えしましたが、併せて、原則として、自園調理（給食）が必要となります。定員20名以上の場合には調理室の設置、19名以下の場合には、調理設備の設置が必要です。

また、院内保育所が市町村の認可・確認を受けて、地域型保育給付の対象事業となった場合には、従業員枠（職員枠）の子どもも含め、事業所内保育所を利用する保育認定を受けたすべての子どもが給付の対象となります。ただし、従業員（職員）の利用については、福利厚生・人材確保の側面もあることから、事業者には一定の負担を求めることとし、公定価格（子どもの保育にかかる経費額）の仮単価において、従業員枠の子どもに対する金額は、地域枠の子どもに対する金額の84%となっています。（つづく）



**6月12日(金)地方協代表による機構本部要請  
6月13日(土)～14日(日)第44回保育所会議 in 浅草**

第44回保育所会議では、保育新制度の学習、公正な委託契約を求めるたたかい、ピジョン団交追及ポイントなど全医労保育所運動の意思統一を図ります！